

沖縄県消防指令センターシステム整備事業
公募型プロポーザル実施要綱
候補者選考基準

令和 6 年度

沖縄県消防通信指令施設運営協議会

第1章 評価方針

1 契約候補者の選考方法

契約候補者の決定に当たっては、提案書の内容を公平かつ客観的に評価し、最適な契約候補者を選考するため、提案書の内容評価とする「技術点」と提案見積額の評価とする「価格点」を加算するプロポーザル方式を採用する。

(1) 提案書の内容評価

「提案書評価表」に基づき提案書の内容を評価し「技術点」を与える。

(2) 提案見積額の評価

提案見積額については、後述の計算式に基づき評価点を与える。ただし、参加者の提案見積額が沖縄県消防通信指令施設運営協議会（以下「発注者」という。）の契約上限金額を上回った場合は、審査対象外とする。

(3) プロポーザル評価の方法及び順位点による契約候補者の決定方法

選定において、各選定委員の評点が等しく評価されるよう、各選定委員のプロポーザル評価点より順位点を決め、その順位点が最も多い参加者を契約候補者とする。

ア 各選定委員のプロポーザル評価点のつけ方

「(1) 提案書の内容評価」並びに「(2) 提案見積額の評価」で評価した、合計点数（以下、「プロポーザル評価点」という。）を選定委員ごとに集計し、順位を決定する。

(ア) 同選定委員の評価点で最も高い参加者が2以上あるとき（同点のとき）、「加點」のうち、S評価及びA評価が最も多い者を上位とする。

図表2 プロポーザル評価点の得点配分

区分	基礎点	加點	合計
評価点	200点	800点	1000点

イ 順位点の集計方法について

選定委員ごとに順位点をつけ、全選定委員の順位点の合計が最も高い参加者を契約候補者とする。

(ア) 順位点の合計が最も高い参加者が2つ以上あるとき（同点のとき）は、各選定委員の「1位」評価及び「2位」評価が最も高い参加者を上位とする。

第2章 提案書の評価方法

1 評価方法

(1) 記述された内容が「システム調達仕様書・保守仕様書」（以下、「調達仕様書」という。）に定める要求要件を満たすかを評価する「基礎点」区分と、提案書評価表にて定める提案依頼内容を満たすかを評価する「加點」区分ごとに分け、評価する。

(2) 「基礎点」区分の最高点は200点、「加點」区分の最高点は800点とする。

(3) 評価点の50% (500点) を失格基準点とし、これに満たない参加者は失格とする。

2 「基礎点」区分の技術点の評価方法

(1) 評価判定

ア 提出された提案書は、記述された内容が調達仕様書に定める要求要件（提案書評価表に示す「基礎点」区分）を全て満たしている場合、満点の200点を与え、満たさない項目があった場合は、項目ごとに減点する。

イ 調達仕様書に定める要求要件（提案書評価表に示す「基礎点」区分）の対応可否については、様式第12号-1、様式第12号-2「機能適合証明書（機能要件）」（以下、「機能適合証明書（機能要件）」という。）に記載することとし、要求要件を一部満たさない項目があった場合、その理由及び代替案について機能適合証明書（機能要件）に記載すること。その理由及び代替案にて事前に発注者と協議の上、提出するものとする。

ウ 「基礎点」区分が0点の場合でも、「加点」区分の評価項目については評価を行う。

3 「加点」区分の技術点の評価方法

(1) 配分

提案書評価表を参照

(2) 評価判定

ア 提案書評価表の評価内容を概ね以下のとおり評価し配点する。

(ア) 調達仕様書に定める要求要件を超える、一般的に効果的と認められる提案が具体的になされているか。

(イ) 業務の実現方法等の記述が具体的で実現性が高いものであるか。

(ウ) 委託業務内容を理解し、発注者にとって有益な提案をしているか

イ 各評価項目については、「S評価」「A評価」「B評価」「C評価」「D評価」の5段階の評価基準で判定するものとし、それぞれの評価項目の配点と各評価基準の係数を乗じて各評価項目の得点を算出する。それぞれの評価基準の判定基準と係数は「図表3 評価基準」のとおり。

図表3 評価基準

評価基準		係数
S評価	発注者にとって非常に優れた提案である。	1.00
A評価	発注者にとって優れた提案である	0.75
B評価	提案依頼内容を満たした標準的な提案である	0.50
C評価	提案依頼内容の一部を満たした提案である	0.25
D評価	記載が無い／提案依頼内容を満たさない提案である	0.00

4 技術点の計算

(1) 技術点の計算

ア 各評価項目の得点

(ア) 各評価項目の得点（「基礎点」区分）＝配点－（対応不可／代替機能の項目数に基づく減点）

(イ) 各評価項目の得点（「加点」区分）＝評価基準毎の係数×配点

イ 技術点＝各評価項目の得点の合計

ウ 最終的な技術点＝選定委員会の委員長、副委員長及び委員ごとに評価し、算出した技術点の総和を全選定委員数で除して得た値を最終的な技術点とする。なお、算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

第3章 提案見積額の妥当性、整合性への評価方法

1 提案見積額の評価方法

(1) 「構築費」および「維持管理費」の提案見積額の評価方法としては、費用毎（初期導入費用、保守費用）に参加者の中で、最も選定委員会による設定価格（非公開）に近い提案見積額を満点とし、その他の参加者の評価点は、最も設定価格に近い提案見積額と当該参加者の提案見積額の差分で点数を減じていく計算式により算出する。そのため、選定委員会による設定価格を下回る提案見積額についても、減点の可能性はある。なお、算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

2 提案見積額の評価点算出方法

(1) 構築費

ア 算出方法

(ア) 当該参加者の提案見積額が、最も設定価格に近い提案見積額を上回る場合
評価点（構築費）

$$= \text{〇〇点} \times (\text{最も設定価格に近い提案見積額} \div \text{当該参加者の提案見積額})$$

(イ) 当該参加者の価格が、最も設定価格に近い見積価格を下回る場合
評価点（構築費）

$$= \text{〇〇点} \times (\text{当該参加者の提案見積額} \div \text{最も設定価格に近い提案見積額})$$

イ 契約上限金額4,106,869,849円

(2) 維持管理費

ア 令和18年3月31日（10年）の運用・保守にかかる総額費用および中間更新費用とその内訳である各年度の保守費用を示すこと。評価対象は総額費用とする。

イ 算出方法については、構築費と同様の形式を採用するものとする。